

## 議案第68号

甲府市個人情報保護条例及び甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市個人情報保護条例及び甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月2日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市個人情報保護条例及び甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第42条の6中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。